第10号　五所川原町報　昭和28年1月14日

五所川原町報

北津軽郡五所川原町
発行所　五所川原町役場
電話（二八番、二二八番、三二九番）
発行兼編集人　庶務課　廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社

年頭の辞

町長　山内久三郎

町民の皆様新年お目出度う御座います今年は講和條約発効最初の迎春はあるが着々文化都市たるの実を挙げますので確かに御目出度いにげつゝありますが本年は更に柏原線ちがいありませんが、特に共々心を引しめて事に当らねければならないと存じます。昨年は皆様の絶大な御協力によりまして大過なく今日に至りました事に対し厚く感謝申上げます。

本年は更に自らを勵まし役場職員一体となつて皆様の福利増進の爲めに邁進し度いと存じますから旧に倍する御協力御忍耐を頂きたいものであります。

新年に当つて是非実行いたし度いと思ひますことは多々ありますけれども特に左の事項については御援助御鞭撻を願い度いものであります。

即ち皆様の日々の生活に密接不離の関係にあります上水道は更に拡張計畫中であつて本年から岩木川表流水引用の爲めの工事が行はれる予定になつて居ります。又下水道側溝の完備は衛生の見地から是非必要であると思ひますので是又着工の予定で居ります。都市計畫工事も小規模でと四月から裏田町線に着手する予定になつて居ります。

町立病院も昨年に於て開院の運びと相成つたが名実共に遊色がないよう努力いたして居りますから皆様の保険衛生の爲めに何卒御利用下されましてその繁栄を期したいと念願するものであります。

当町を火災から救ふものは設備の完全を計ることは申すに及ばない所であるが、一面皆様の火防思想の観念を高揚することが又大切であると思ひます。昨年は大事を見なかつたことは当町にとつて幸ひ此の上ないことであります。今年は更に細心の御注意を頂きたいと思います。

最後に当町教育の振興については小職就任以来常に意を用いて居たの計畫中であつて本年から岩木川表流水引用の爲めの工事が行はれる予定になつて居ります。又下水道側溝の完備は衛生の見地から是非必要であると思ふが未だ不備の点があり順次これが充実を計畫して居るものでありますがこれ等の不備は教育精神に徹した校長先生首め諸先生の熱意により予期以上の成績を受けつゝあることは感謝に堪えないところであります。幸ひ昨年十一月一日から教育委員会の発足となり教育の振興上大いに寄與貢献するところあるものと信じて疑ひません小職も亦之れに協力を惜しまぬ所存であります。

以上概要を申述べまして年頭の辞といたしますが重ねて町民の皆様に御協力を懇願いたすものであります

町議会の動き

十二月中

町議会事務局

臨時町議会（十二月二十六日）

△北津軽郡五所川原町起債及償還方法議決の件（一般会計）

公営住宅建設事業費　八拾万円　可決

△北津軽郡五所川原町起債及償還方法議決の件（特別会計）

五所川原町都市計畫重要幹線街路事業費　四拾万円　可決

△橋梁、建設費寄附申入の件

県道善積、五所川原停車場線岩木川橋梁（三好橋）建設費

金拾貳万円也を青森縣に寄附　可決

△昭和二十七年度北津軽郡五所川原町歳入歳出追加更正予算　可決

△土地権利取得並貸與に関する件

五所川原町字鑓田四七の一

一田　六畝二十歩（二百坪）

土地権利者

旭町　小野金五郎

離作料（盛土費含む）金貳拾万円

右土地を農林省十三湖干拓建設事業所の事務所建設用地として使用のため権利を取得し、これを農林省に無償貸與する　可決

△五所川原町国民健康保険運営協議会委員の委嘱につき議決を求める件

被保険者を代表する委員

原　又三郎

平山文三郎

医師又は歯科医を代表する委員

平山　栄一

公益を代表する委員

三浦藤一　可決

危い！

火の元に御用心下さい。

多季火防対策として消防署より左記につき、特に皆様の御協力を得たくお願いいたします。

記

一、火災の折何時でも自動車ポンプが走れるように道路の雪と屋根からおろした雪を邪魔にならない処へ捨てゝ下さい。

二、水道消火栓及び消防利用の防火線附近には絶体雪を入れぬようにして下さい。

三、冬季の火災は『コタツ及ストーブの過熱と煙突の不完全、残火の不始末』が原因となるのが一番多いから特に御注意下さい。

償却資産の申告について

町内営業者の皆様へ

固定資産税の納税義務がある償却資産（商賣道具）の所有者は、本年一月一日現在で、その種類、名稱、数量、取得時期、取得價額、見積價額、その他償却資産の價格の決定に必要な事項を一月三十日迄に町役場に申告して下さい。

申告用紙は当役場税務課に準備してありますから申出て下さい。

我が町の人口

（十二月末日現在）

人口	二二、七四〇	
世帯数	二二、五八〇	

『道路宝くじ』

奨金支払は役場で

道路宝くじの消化については、町民各位の御協力により完全消化が出来ましたことを厚くお礼申上げます

抽籤による結果は前号にて発表した通りですがこれが奨金支拂について四等以下を役場で支拂して居ります。

期日は三月十日までで以後は青森又は弘前の勧業銀行で支拂致します

当せん番号

四等	千円	下四ケタ　二六二九
五等	百円	下三ケタ　三二六
		下四ケタ　〇七四〇　四七八三　五二三五　八一〇〇
六等	拾円	下一ケタ　二、四、七、八

町公営住宅完成

入居希望者募集

五所川原町公営住宅管理條例の規程により左記により公営住宅入居希望者を募集致して居りますから至急町役場迄申込下さい。

記

一、申込期間　一月十三日より十九日まで七日間

一、申込者は五所川原町公営住宅入居申込書を町長に提出すること

一、申込用紙は町役場民生課で交付する

但、申込用紙は町役場民生課で交付する

一、入居者の決定は五所川原町公営住宅入居者選考委員会に於て選考の上町長が決定する

一、住宅の戸数並び所在場所

第一種住宅　拾戸（一戸の建坪拾壹坪）五所川原町字敷嶋町三十六番地

第二種住宅　五戸（一戸の建坪九坪）五所川原町字柳町五番地

一、住宅の規格の大要

木造、平屋建、トタン葺、基礎コンクリート造、壁、建具付、玄関、居室、台所、物置、押入、便所、電燈器具、水道專用栓等付

第一種住宅の居室は六丁二間付二戸、六丁、四丁半、三丁の三間付八戸

第二種住宅の居室は六丁、四丁半の二間付五戸

一、家賃は一戸一ヶ月につき（但、電燈料、水道料を含まず）

第一種住宅　金壹千八百円也

第二種住宅　金八百円也

敷金は各々家賃の三ヶ月分の金額にして入居の際納付すること。

退去の節返還する

一、入居期日は町長の入居許可書の指定期日とする。

一、住宅に入居することが出來る者は左の各号條件を具備する者でなければならない。

1 五所川原町内に住所又は勤務場所を有するものであること

2 毎月公営住宅法施行令第五條に規定する基準の收入があつて獨立の生計を営み五所川原町公営住宅使用料徴收條例に定める家賃及び敷金を支拂ふ能力を有する者であること

3 現に同居し又は同居しようとする親族があること

4 現に住宅に困窮していることが明らかなものであること

一、入居申込をした者の数が入居させるべき住宅の戸数をこえる場合の入居者の選考は五所川原町公営住宅管理條例第六條の規定並び必要に應じ実態調査等の方法を以て慎重調査選考の上決定する。

配給米値上

一月一日より米の値段が一〇キログラムで六八〇円に上りました。十二月分の配給米を未だ取つていない方は一月十五日までに受配になれば元の値段で配給します。

工業調査実施

毎年十二月末現在にて調査実施されている通商産業省所管の工業統計調査は本年も十二月末現在により実施されることになりましたから調査員が該当事業所を訪問した際には何分御協力下さるよう御願い致します！

調査の範囲

産業分類上の製造業の現場の事業所だけを調査

2 調査の方法

イ 準備調査、工業調査、準備調査、名簿作製

ロ 面接調査、調査対象となる事業所で従業者三人以下の工業調票乙（連記式）作製

（基本調査、調査対象となる事業所で従業者四人以上の工業調査票甲二通配付記入

公民館行事予定

（一月中）

△詩話会　十八、二十八日晩

△考古学会　二十日午後六時

『題飯詰城主の勤王』

△音樂研究会　毎週木曜日　晩

△書道研究会　毎週金曜日　晩

△国道支部会　二十四日午後七時

△日曜学校　毎週日曜日午前九時

人事異動

十二月一日付

逆瀬川清巳

臨時雇を命ずる

庶務課勤務を命ずる

一月一日付

工藤英二

臨時雇を命ずる

臨時技手　須藤善弘

技手を命ずる

水道課勤務を命ずる　（各通）

書記　木村兵蔵

税務課徴収係を命ずる

謹賀新年

町長　山内久三郎

助役　小田桐勝義

収入役　小笠原茂右工門

固定資産評價員　加藤清吾

他職員一同

五所川原町議会

議長　竹内忠夫

副議長　飛島浩三

議員　辻三郎　長内助　寺田惣次郎　古川篤三郎　三上克比　千葉清隆　高橋元重　小山久市　三浦藤一　長内唯六　鹿内藤太郎　菊池清助　山川彌太　木村重吉　小田桐七郎　小島誠三　木村千代吉　田附健四郎　加藤郁之助　新岡彌蔵　鶴谷正志　小田桐與作　荒谷勝太郎　秋元久吉

（議席番号順）

五所川原町公平委員会

委員長　平山金三郎

委員　原潜龍　中村善雄

五所川原町固定資産評価審査委員会

委員長　鈴木健三郎

委員　村上純一　阿部武四郎

五所川原町選挙管理委員会

委員長　岩舘忠雄

委員　福士行男　木村勝彌

五所川原町教育委員会

委員長　三上克比

委員　棟方得一　永澤松枝　成田弘三　福士貞蔵

教育長　小田桐勝義

◆老令もと軍人に◆
特別給与金支給

今般引揚援護廳から通牒があり老令もと軍人等に対して次の要項により特別給與金を支給することになりましたから該当される方は町役場民生課まで申出て下さい。

記

一、支給対象は、左の各号に該当する方です。

1 普通恩給又は妻に支給される扶助料（但し、公務傷病又は公務死亡によつて支給された普通恩給又は扶助料を除く。）に関する恩給証書又は扶助料証書を受けた者。

2 終戰後の軍人恩給停止の措置によつてその恩給が支給されなくなつた者。

3 明治二十六年一月一日以前に出生し、昭和二十七年十二月一日現在生存している者。

但し、前記各号に該当する者でも左の各号の一に該当するものは、支給の対象とはならない。

イ 昭和二十七年十二月一日現在普通恩給を受けているもの。

ロ 昭和二十七年十二月一日現在恩給法の適用を受ける公務員として在職している者。

ハ 三年の禁錮以上の刑に処せられたことのある者又は恩給法特例（昭和二十一年勅令第六十八号）第八條の規定によりその恩給を受ける権利を失つた者。

一、未亡人については、夫の死後再婚したことのある者若しくは亡夫の遺族以外の者の養子となつたことのある者。

二、申込の期日は、昭和二十七年十二月一日から昭和二十八年二月二十八日までとする。

三、支給金額は、一人当り金二千円とする。

四、申込は二部作成の上本人より直接次のところへ送つて下さい。

もとの陸軍関係は
東京都手込郵便局区内
復員局あて

もとの海軍関係は
東京都中央郵便局区内
第二復員局残務処理部へ

封筒表に（特別給與金）と朱書のこと

『毛内林』

福士貞蔵

柏原大曲以北には、葛西権太の仕立てたる鬱蒼たる権太林はあつたがその以南には樹木はなかつたので、西比利亜風に飛び来る吹雪に民家は埋没し、雪の下に五所川原村があるという悲惨な状態であつた。五代毛内治兵工は之を救護すべく、文化三年（一四七〇前）幕の許可を得て、南北百九十八間、東四西十間（七、九二〇坪）に白田茂、黒田茂、胡桃柳等の雑木を樹栽した。其の成績は文化十四年四月調に元廻一尺六寸より四寸まで二千五百三十四本、文政五年閏正月の報告書には元廻三尺五寸より五寸まで六千二百七十本と表われている。

該林は当町を保護する屏風であつたと共に、朝夕数千の群鳥が雲の如く去來する狀況や、風致といへ、当町名物の一ツであつたが、宅地拡張のためとはいへ、昭和の前後六七ケ年間に於て其の影を没したるは、洵に惜しい事をしたものである。

委細は偉人堂境内に在る『毛内翁土功之碑』を参照せられたい。

被扶助者に温い贈り物

寄附者に感謝状交付

当町生活扶助者九十二世帯へ新正の贈り物として弘前相互銀行唐牛敏世氏より八万円、東町対馬瑄太郎氏よりカレンダー九十枚、旭町一戸正繁氏より湯札三百枚が贈られたので去る十二月二十七日町役場で町長より交付し生活困窮者を喜ばした。

昭和二十八年 巳の歳に因みて

昭和二十七年辰歳も所有実績を龍蛇が八人兄弟娘を七人まで飲み込みの背に負ふて昇天して行つたが人によつては是れを龍頭蛇尾だなんて稱して居る向きもあるがそれはそうでなく私をして言はしむるならば龍頭蛇頭と言いたいところである。

なんてなれば昭和二十八年は巳歳であつて是れは即ち蛇年であるから言はば龍は蛇にそのバトンを渡した形であるからである。

多くの人々は巳年を嫌う傾向があるがそれは蛇の姿がグロデレクなのと西洋に於てはエデン園のアダムイブに禁断の実を喰うよう悪智意を與へた爲めと我が朝に於ては八岐の大與へるものは数種に過ぎないと言はれる。

蛇は貳千六百種も種類があるとされ他の多くのものは吾々人間界にとつては吾々に害をなし獸鳥虫を食して利益を寧ろ與へて るし蝮の如き吾々にとつて害毒を與へるものでさい用えようによつては滋養強壮劑となつているのである。

又天明三年天保四年、明治二年を除いては他は大底豊年な年が絶体多いのであるからそう心配する年でもないと思はれる。

殊に蛇は即ち巳は陽氣之巳晝也とあつて一陽來福の年であるとされ金持ちの神とも言はれている。

然し本年は参議員の選挙や我が町にとつては首長の改選や其の他成さねばならぬ数多くの仕事から積していのので言はば多事多難な年であるから町に俸ずる者は常に非常に即應する心構をもつて町の発展と福利増進の爲めに一大努力すべてあると思います。

（下山金四郎）

皆んなで貯蓄組合を早く作りましょう

警告!!

皆様最近当町並附近村落の犯罪発生件数が急激に増加しております。その主なるものは、スリ、店舗荒し、万引等でありますから被害に罹らないよう充分御注意下さい。

地区警察署
地区防犯協力会

各種證明願書式

（前号に続く）（二通）

記載例

印鑑証明願
本籍地
現住所
一、印鑑㊞

昭和七年三月一日生
甲野太郎

右印鑑は自分届出の印鑑に相違ないことを御証明願います。

昭和　年　月　日
右　甲野太郎㊞

五所川原町長山内久三郎殿

註印鑑証明願は役場に控一通を必らず提出下さい。

登記のために必要なる印鑑証明願は今度短冊の必要ありません、

旅行証明願（二通）

一、住　所
一、氏名年令
一、職　名
一、旅行区間　自五所川原至
一、旅行期間　自　至
一、理　由

右の通り旅行するから御証明願います。

昭和　年　月　日
右　甲野太郎㊞

五所川原町長山内久三郎殿

居住証明願（二通）

現住所

昭和七年三月一日生
甲野太郎

右者前記住所の居住者であることを御証明願います

昭和　年　月　日
右　甲野太郎

五所川原町長山内久三郎殿

身分証明願（二通）

本籍地
筆頭者

甲野一郎長男
甲野太郎㊞

昭和七年三月一日生

一、家賃分散、身代限りの処分を受けたことなし
一、禁治産、準禁治産者の宣告を受けたことなし

右御証明願います

昭和　年　月　日
右　甲野太郎㊞

五所川原町長山内久三郎殿

註身分証明願は本籍地の役場でなければ証明出來ません。

（十二月中）

△出生

兼次郎　二男　中平井町
尾崎誠治　光夫　長男　一戸光悦　旭町
辰五郎　長男　前田悟　新町
幸雄　長男　佐藤公則　川端町
八三郎　長女　工藤美奈子　本町
興一郎　長男　伊香茂樹　寺町
長造　二男　豊穀　田町
重郎　長男　小野隆　中平井町
正勝　長女　川村和子　敷島町
正一　三女　一戸惠美子　田町
信吉　三男　高橋美津夫　敷島町
武次郎　四男　新岡武雄　新宮町
守夫　長男　平山耕一　元町
昌利　長女　三上るみ　錦町
信雄　二女　新谷佳子　柳町

▲死亡

宮本源八（70）　下平井町
佐々木重次郎（65）　上平井町
惣一　母　鶴谷たま（83）　田町
清治　妻　佐々木つる（56）　下平井町
正蔵　三男　中村義昭（1）　本町
小田桐松三郎（60）　下平井町
春藤作之助（67）　柳町
澤田長太郎（57）　上平井町
清吾　妻　加藤たけよ（55）　彌生町
仙吉　妻　上見マサ（54）　大町
小山内善之助（71）　幾島町
由吉　妻　鶴谷りゑ（66）　柏原町

新年を迎えるに当つて、何はともあれ獨立の新しい年のお喜びを申上げます。そして今年はわれわれにとつて本当に良き年であるよう心からねがうとともに、この期待を実現するために、もつともつとわれわれ自身の努力を盡さなければならないと思う。

▽……

町報も皆様の御協力によりまして お蔭様で順調に育つて來ました。いうまでもなく市町村廣報活動は民主主義の三原則である。民意の反映と公表と公開、公務運営を推し進める手段であらねばならないのです。

▽……

町報の内容が極めて地味であり、然も新聞と異つた性格をもつているが、今年からは町民皆様より積極的な御寄稿も願い、眞に役に立ち得る町報と致したい念願です。何分御協力をお願い致します。

▽……

新年に当り皆様の御健康を心から御祈り申上げます。

（廣報係）

謹賀新年

五所川原町国民健康保険運営協議会

委員長　三浦藤一
委員　佐々木康人
原又三郎
平山文三郎
江渡哲哉
平山栄一
高橋元重
加藤郁之助
菊池惇

五所川原農業委員会

会長　岩谷卯作
委員　小田桐久右工門
川村喜太郎
寺田三次郎
木村忠一郎
山川定助
蒔田富吉
松本政五郎
岩谷春吉
毛内金次郎
成田長吉
齊藤四郎
高橋信吉
石井嘉太郎
三浦藤一郎
原一郎
千葉清隆
木村義三
木村勇心

民生委員会

常任委員　幾島町　新宮町　棟方得一
委員　栄町　田町　村上純一
元町　成田弘三
鎌谷町　神吉太郎
柳町　小笠原明
本町　田中きよ
川端町　木村勇心
布屋町　一戸勝三郎
彌生町
東町　越谷吉助
大町　原潜龍
寺町　岩木うめ
錦町　新岡やゑ
柏原町　平川義助
上平井町　中村定吉
平井町
中平井町　岩舘忠雄
下平井町　木村大助
敷島町　葛西翠
旭町　今清